

西村あさひ法律事務所

インドネシア：金融セクターにおけるオムニバス法 既存の規制に対する主な変化
(パート 1)

アジアニュースレター

2023 年 3 月 15 日号

執筆者：

E-mail✉ [吉本 祐介](mailto:kyokubo@nishimura-asahi.com)E-mail✉ [Siti Kemala Nuraida¹](mailto:siti.kemala@nishimura-asahi.com)E-mail✉ [Rainer Faustine Jonathan¹](mailto:rainer.faustine@nishimura-asahi.com)E-mail✉ [Raditya Pratamandika Putra¹](mailto:raditya.pratamandika@nishimura-asahi.com)E-mail✉ [Femalia Indrainy Kusumowidagdo¹](mailto:femalia.indrainy@nishimura-asahi.com)

2022 年 12 月 15 日、インドネシアの国会は、金融セクターにおける諸法令の改正を目的とした金融セクター開発強化法案(以下「オムニバス法」といいます。)を可決しました。オムニバス法は、別途施行されることが明示されている特定の規定を除き、2023 年 1 月 12 日に施行されています。

本ニュースレターは、オムニバス法に関するニュースレターの第 1 部となります。本ニュースレターでは、(i)銀行部門、(ii)金融コングロマリット、(iii)金融機関(Lembaga Jasa Keuangan、以下「LJK」といいます。)の破産と支払停止(PKPU)に関する、オムニバス法における改正を説明しています。

1. 銀行部門

オムニバス法は、銀行による決済システム部門への関与の法的基盤、デジタルバンクの運営、外資系銀行の駐在員事務所によるインドネシアの銀行への統合又は転換の可能性、商業銀行の(i)零細・中小企業への資金提供、持続可能な資金調達、及び(ii)慎重主義とグッド・コーポレート・ガバナンスの実施義務などを規定しています。

銀行部門における主な変更は以下のとおりです。

- (i) **インドネシア商業銀行の形態**: オムニバス法は、商業銀行が協同組合(koperasi)や地域企業(perusahaan daerah)の形態で運営することを禁止しました。そのため、インドネシアの商業銀行はすべて有限責任会社(PT)の形態を取る必要があります。
- (ii) **顧客情報の義務的開示**: オムニバス法は、破産又は清算手続において、清算人又は管財人の要請により、銀行が顧客情報を開示することを明示的に規定しています。これは、破産又は清算手続における開示が、銀行の一般的な秘密保持原則よりも優先されることを意味しています。
- (iii) **追加の刑事制裁**: オムニバス法は、禁固及び罰金に加えて、新たな刑事上の制裁として、影響を受けた顧客に対する強制的賠償支払を導入しました。強制的賠償支払のために、有罪判決を受けた当事者の資産を没収し、差し押さえることができます。

2. 金融コングロマリット

オムニバス法は、金融コングロマリット又は所有又は支配を通じて提携する LJK グループ(2014 年に初めて導入されたコンセプトです。)の規制を以下のように改訂しました。

¹ 提携事務所所属

- (i) **対象範囲の拡大**:金融コングロマリットには、従前は銀行、保険・再保険会社、金融会社及び証券会社のみが対象でしたが、(a)保証機関、ピア・ツー・ピア融資会社及び年金基金、並びに(b)OJK が随時決定する LJK 以外の会社も対象に含まれました。
- (ii) **持株会社の設置**:金融コングロマリットの管理者は、従来は主要企業を指定することだけが必要とされていました。オムニバス法は、金融コングロマリットの管理者に対し、持株会社(Perusahaan Induk Konglomerasi Keuangan)を設立するか、又は OJK の事前の承諾を得た上で、持株会社を指名することを要求しています。持株会社は、金融コングロマリットを統括・統合し、金融コングロマリットのすべての活動に責任を負うこととなります。しかし、持株会社が金融コングロマリット構成企業の過失又は不作為に対して責任を負うか否かを含め、活動に責任を負うことの意義は明確ではないです。この点、オムニバス法の施行規則において明確にされることが期待されます。

上記のオムニバス法の規定については、特段の経過規定は存在しません。(i)すべての金融コングロマリットが直ちにオムニバス法を遵守しなければならないか、あるいはグランドファーザー一条項や猶予期間が存在するか、及び(ii)すべての金融コングロマリット主要企業の位置づけを含め、OJK が上記の新たな規制の詳細をどのように規定するか注目されます。

3. 破産及び支払停止

オムニバス法は、以下のとおり、LJK の破産と支払停止に大幅な変更を加えています。

- (i) **破産及び支払停止の申立て権者**:オムニバス法は、OJK 及びインドネシア銀行が LJK に対する破産及び支払停止の申立てを行う権限について変更を加えています。OJK は、(a)銀行、(b)年金基金、(c)ピア・ツー・ピア融資会社、(d)金融商品管理機関、及び(e)受託者に対する破産及び支払停止の申立てを行う権限を与えています。インドネシア銀行は、(a)決済サービス提供者(例えば、電子マネー発行者、クレジットカード発行者、送金会社)、(b)決済システム・インフラ・プロバイダー、並びに(c)店頭金利及び為替デリバティブ取引の決済サービスを提供する中央カウンターパーティーに対する破産及び支払停止の申立てを行う権限を与えられています。
- (ii) **優先債権**
- オムニバス法は、公開上場会社の清算において、支配株主に優先して一般株主に対して支払い行わなければならないと規定し、一般株主が公開上場会社の清算財産から支配株主に優先して支払いを受けることができるようにしました。
 - オムニバス法は、保険会社の清算において、保険契約者及び被保険者に加えて、保険金を受け取る権利を有する特定の者(生命保険契約者の法定相続人など)を優先債権者として分類しています。
- (iii) **ゼロ・アワー・ルール**の適用除外:破産決定は、原則として、破産宣告日の現地時間 0 時に遡って効力を生じます(ゼロ・アワー・ルール)。しかし、オムニバス法は、短期金融市場における特定の取引及び外国為替取引については、ゼロ・アワー・ルールを適用しないと定めています。したがって、一旦取引が行われますと、取引を完了しなければならず、ゼロ・アワー・ルールの遡及的効力の対象とはなりません。

本ニュースレターに関して何かご質問がございましたら、当事務所に電話又は電子メールでお問い合わせください。

本ニュースレターは、インドネシアの独立の事務所であり、西村あさひ法律事務所と提携関係にある Walalangi & Partners と共同で作成しています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 